

南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討 ガイドラインに対する知事コメント

1. ガイドラインに対する所感

- ガイドラインでは、南海トラフ沿いで大規模地震の発生可能性が高まったと評価された場合に、地方公共団体や企業等がとるべき防災対応を検討し、計画としてとりまとめるため参考となる事項が整理された。
- これによって、地方公共団体や企業等は、臨時情報を活かすための防災対応を、具体的に検討できるようになる。
- 昨年末に、ワーキンググループ（南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討WG）の報告書が公表され、短時間でガイドラインが示されたことを評価したい。

2. 高知県における今後の取組

- 本県では、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された際の当面の対応について、市町村と協議を進め、昨年11月にとりまとめているところ。
- 国から示されているスケジュールでは、今後、ガイドラインについての説明会や、災害対策基本法、南海トラフ地震対策特別措置法の基本計画の見直しが予定されている。
- 市町村は、臨時情報が発表された場合の体制などを定める地域防災計画や、避難対象者、避難場所などを定める津波避難計画を見直すことなどが必要になることから、県としても、市町村と連携して取り組んでいく。
- また、不特定多数の方が利用する一定規模以上の病院や百貨店などにおいても、同様に防災対応を行うことが必要となることから、ガイドラインの周知とともに、速やかに具体的な対応の検討を進めていただくよう、働きかけを行っていく。
- 国は、概ね1年程度でこの防災対応の運用を開始するよう促すこととしており、県としても、市町村や企業等が速やかに計画の作成ができるよう支援していく。

3. ガイドラインのとりまとめを踏まえた課題

- 臨時情報が発表された場合、社会が混乱することなく、事前に定めた防災対応がとれるよう、県民の皆様は、臨時情報の内容を正しく理解していただくことや、とるべき防災対応について十分な周知が必要である。
- 県としても、全力で取り組むが、国においても、こうした情報の周知に取り組んでいただく必要がある。
- また、臨時情報の発表により、市町村は避難所を開設し、避難者を受け入れることになる。多くの避難所を開設、運営するためには財政的な負担が大きい。これに対し、本県では、市町村の財政負担を軽減する仕組みを設けたが、国の支援もお願いしたい。